

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	非肥満保健指導対象者等の判定及び非肥満保健指導利用券等の発送に係るシステムの開発について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部健康推進課健診係）

## 事業の概要

事業名	特定保健指導及び非肥満保健指導
担当課	健康推進課
目的	生活習慣病の発症や重症化を予防する。
対象者	40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者で特定健康診査を受診した者
事業内容	<p><b>【現行】</b></p> <p>平成20年度より、40歳以上74歳以下の新宿区国民健康保険被保険者で、特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームに該当し、又はそのリスクの高い受診者を対象に、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を医療保険者として行っている。</p> <p>特定保健指導の実施にあたり、国民健康保険団体連合会が開発した「特定健診等データ管理システム」を利用して特定保健指導の対象者（以下「特定保健指導対象者」という。）の判定を行った上で、ホストコンピュータに特定保健指導対象者のデータを取り込み、外字対応した「特定保健指導利用券発送システム」を利用して「特定保健指導利用券」の印刷を庁内で行っている（平成19年度第7回本審議会承認事項）。</p> <p>さらに、特定健康診査の結果、特定保健指導には該当しない「非肥満」の者でも健診結果が高血圧、高血糖、脂質異常と判定された者（以下「非肥満保健指導対象者」という。）については、生活習慣病発症のリスク内容に応じた保健指導等の必要性が全国的に認知されているため、平成25年度より、新宿区独自事業として、非肥満保健指導対象者に対し、リスク数に応じて「非肥満保健指導」及び「健康教育」を実施するとともに、受診勧奨値を超えた者に対し、「受診勧奨通知」により医療機関への受診勧奨を行う。</p> <p><b>【今後の対応】</b></p> <p>上記「特定健診等データ管理システム」及び「特定保健指導利用券発送システム」では、非肥満保健指導対象者及び「受診勧奨通知」の対象者の判定並びに当該対象者に係る非肥満保健指導利用券等の印刷ができないため、非肥満保健指導対象者等の判定並びに非肥満保健指導利用券等の印刷を行うためのシステムを区独自に開発し、外字対応した「非肥満保健指導利用券及び健康教育利用券」を印刷するとともに、「受診勧奨通知」の対象者に係る宛名印字を行うこととする。</p>

(概要図)		
	現 行	今後の対応
特定保健指導対象者	特定健診等データ管理システム ・ 特定保健指導対象者の判定 ・ 個別指導票の印刷	特定健診等データ管理システム ・ 特定保健指導対象者の判定
	特定保健指導利用券発送システム ・ 特定保健指導利用券の印刷	特定保健指導利用券発送システム ・ 特定保健指導利用券の印刷
	_____	健康診査結果印刷システム (新規) ・ 個別指導票の印刷
非肥満保健指導対象者	_____	非肥満保健指導対象者等判定及び 利用券等発送システム (新規) ・ 非肥満保健指導対象者等の判定 ・ 非肥満保健指導利用券及び健康教 育利用券の印刷 ・ 受診勧奨通知の宛名印字
	_____	健康診査結果印刷システム (新規) ・ 個別指導票の印刷

※ データの取込み作業は、区職員が行う。

**【判定対象者数 (見込み)】**

特定保健指導	積極的支援	930 人
特定保健指導	動機づけ支援	1,830 人
非肥満保健指導	40～64 歳	410 人
非肥満保健指導	65～74 歳	520 人
健康教育		2,850 人
受診勧奨通知		2,100 人

## 件名 非肥満保健指導対象者等の判定及び非肥満保健指導利用券等の発送に係るシステムの開発について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	特定保健指導・非肥満保健指導
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者で特定健康診査を受診した者</li> <li>2 記録項目 住所、氏名、生年月日、性別、年度末年齢、個人番号(住民番号)、保険証記号番号、受診券整理番号、受診日、健診結果、利用券整理番号、利用券種別(健康教育、非肥満保健指導、受診勧奨通知)、リスク(血圧、血糖、脂質において基準値を超えている場合、それぞれのカウント値)、判定結果番号(指導区分を示す番号)、保健指導区分</li> <li>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(情報政策課)</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	国民健康保険団体連合会が開発した「特定健診等データ管理システム」及び区が独自開発した「特定保健指導利用券発送システム」では、非肥満保健指導対象者及び「受診勧奨通知」の対象者の判定及び「非肥満保健指導利用券及び健康教育利用券」等の印刷ができないため
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「特定健診等データ管理システム」より当該年度の特定健康診査受診者の健診結果を抽出する。</li> <li>2 特定健康診査受診者の健診結果のデータをホストコンピュータ上の新規システムに取り込む。</li> <li>3 新規システムを利用して、上記2の健診結果から、腹囲とBMIは基準値内であるが、血圧、血糖、脂質が正常範囲を超え、かつ、服薬をしていない者を非肥満保健指導対象者として、及び当該健診結果が受診勧奨値を超えた者を「受診勧奨通知」の対象者として、それぞれ抽出・判定する。</li> <li>4 新規システムを利用して、非肥満保健指導対象者あての「非肥満保健指導利用券又は健康教育利用券」を印刷する。さらに、「受診勧奨通知」の対象者用の宛名印字を行う(「受診勧奨通知」は、健康推進課において作成し、発送する。)</li> </ol>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成25年6月 プログラム開発開始予定</p> <p>平成25年7月 システム仮稼働予定</p> <p>平成25年8月 本稼働予定</p>